



くらしの中に

総務省

令和4年度の地域力創造グループの施策について

令和4年6月3日

総務省 地域力創造グループ

令和4年度 地域力創造グループ施策 予算の概要

(億円)

1. 脱炭素に向けたエネルギーの地産地消の推進

地域資源を活かした地域の雇用創出

5.0

【主な経費】 地域経済循環創造事業交付金

5.0億円

- ローカル10,000プロジェクト
- ローカル脱炭素プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- 地域の脱炭素を担う人材の支援

2. 地域おこし協力隊の強化等

4.0

【主な経費】 地域おこし協力隊の推進に要する経費

2.4億円

「移住・交流情報ガーデン」の運営等に要する経費

0.9億円

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

0.2億円

ふるさとワーキングホリデー推進事業

0.3億円

サテライトオフィス・マッチング支援事業

0.1億円

関係人口を活用した地域の担い手確保事業

0.1億円

JET地域国際化塾の開催に要する経費

0.1億円

(億円)

3. 地域コミュニティを支える地域運営組織への支援 **0.2**

【主な経費】 地域運営組織の形成及び持続的な運営に要する経費 0.2億円

4. 過疎対策の推進 **8.0**

【主な経費】 過疎地域持続的発展支援事業 等 4.0億円

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 4.0億円

5. 自治体DXの推進 **0.4**

【主な経費】 自治体DXの推進体制の構築等に要する経費 0.4億円

など
合計 20.8

(参考) 特定地域づくり事業協同組合制度の推進(内閣府予算計上) **5.0**

【主な経費】 特定地域づくり事業推進交付金 4.8億円

ローカル10,000プロジェクト

R4予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・ 「デジタル技術」 国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」 国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己
資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績 (438事業、353億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む) (R3年12月末時点))

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 174億円
- ・ 自己資金等 54億円

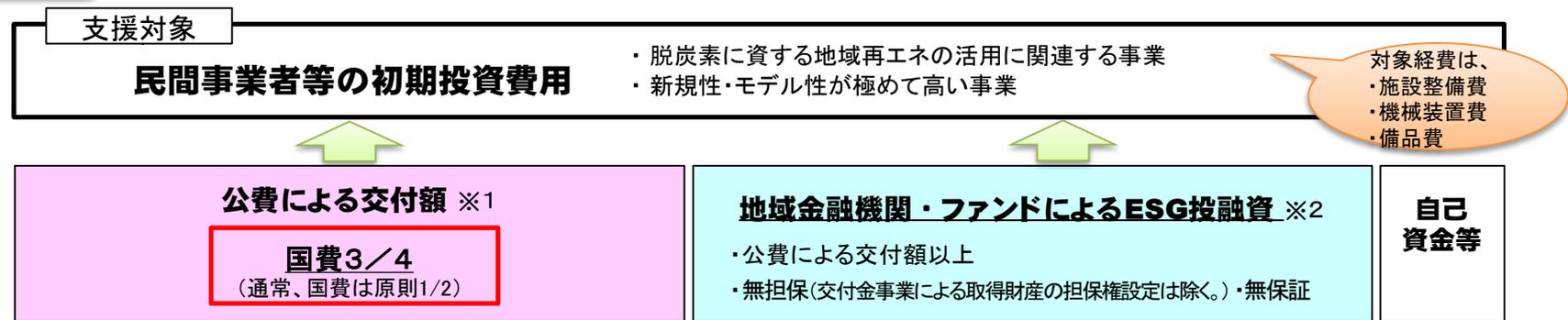
重点支援

以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

- ・地域脱炭素と持続的な地域経済循環に貢献するため、地方自治体、金融機関、企業、エネルギー等の地域の関係者が連携して立ち上げる、地域の資源と資金を活用した脱炭素に向けた取組を資金面から強力に後押し。
- ・このため、地域金融機関等からESG投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業について、地域経済循環創造事業交付金で新たに重点支援(国費3/4)。

事業スキーム



※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関によるESG融資の他に、ESGをテーマとしたファンドによる出資を受ける事業も対象

事業イメージ

(例) 地域のエネルギー会社が設置する小水力発電

- ・設置者 地域のエネルギー会社(自治体、地銀、地元企業等が共同出資)
- ・財源 地銀による融資、グリーンファンドによる出資など
- ・出力 44.5kW(年間約70世帯分)
- ・売電収入 年間800万円
- ・総事業費 約1億円

関連事業

「分散型エネルギーインフラプロジェクト」では、下記の取組を支援。

これらと組み合わせて活用することで、総合的に「ローカル脱炭素」の取組を推進。

- 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定

※原則国費1/2(財政力指数により嵩上げあり)。新規性、モデル性の極めて高い事業計画は国費10/10。

- マスタープラン策定検討等のための外部専門家の招へい

ローカル10,000プロジェクトの活用事例①

(1) 遊休施設(古民家等の空き家、空き公用施設、廃校等)の有効活用

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岡山県高梁市 (令和3年度)	古民家を改修し一棟貸しの宿泊施設として運営するとともに、『お試し移住』『お試しサテライト』『ワーケーション』施設としての活用も可能とすることにより、高梁市を移住先候補地としてPR。施設内ではベンガラ染め体験もできる。	25,000千円	25,000千円
北海道鶴居村 (令和3年度)	日本初、廃校となった小学校の体育館を活用したクラフトビールブルワリー。物販や見学スペースも設け、観光客やビール醸造を学びたい人々を受け入れ、交流できる場所とするとともに、地域資源を生かしたクラフトビールを新たな特産品・観光資源として活用。	35,000千円	55,000千円

(2) 観光拠点・宿泊施設の整備

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
島根県松江市 (平成30年度)	3軒の古民家を、インバウンドや企業・大学の合宿にも対応できる宿泊施設にリノベーションしたほか、既存の宿泊施設に半露天風呂、食事会場である国登録文化財にバーを新設。これらを地元住民の交流の場としても活用。	19,000千円	19,000千円
兵庫県 (令和3年度)	築100年の古民家を改修し、①移住・起業目的の方に安価で長期滞在ができるweeklystay施設 ②丹波焼や丹波布を初めとした地域資源を活用する新規事業者向け工芸品等販売所 ③不動産情報や就労情報の提供をするカフェを整備。	10,000千円	10,000千円

(3) 地元農林水産物を活用した6次産業化、新商品開発の促進

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岐阜県各務原市 (平成28年度)	市の特産物「にんじん」の農家数が年々減少しており、傷物品や規格外品などの大量廃棄への対応も必要であることから、地元の大学生と共同で和菓子スイーツを開発し、スイーツの販売拠点として新店舗を整備。	25,000千円 (10/10事業)	25,000千円
岡山県新見市 (令和元年度)	廃校施設をリノベーションし、IT技術を活用した温度・湿度・水分管理により通年栽培可能なきくらげ栽培室を整備。黒きくらげのほか、希少性の高い白きくらげを生産。	24,000千円	24,000千円
秋田県 (平成30～令和3年度)	①酒造業の醗酵技術を活かした「粉末商品」の開発、②フリーズドライ加工による即席麺やシーズニング業態等の新業態の商品開発 など、地域の食を活用するための施設や機械の整備を複数の事業で実施	①25,000千円 ②35,000千円	①25,000千円 ②52,500千円

ローカル10,000プロジェクトの活用事例②

(4) 伝統工芸品等の再生・伝統技術の継承

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
福岡県芦屋町 (令和2年度)	芦屋町が復興に取り組んでいる茶の湯釜の名品「芦屋釜」。工房・ギャラリーを建設し、「芦屋釜」をはじめとする芦屋鋳物の製作技術の継承を行い、新たな地域ブランドの創出による地域活性化を図る。	24,999千円	25,000千円
山梨県都留市 (令和3年度)	都留市が発祥とされる郡内織に関わる人材育成から製造、販売を一貫して行える拠点を整備。織物のネット販売、ふるさと納税の返礼品としての出品を通し、ITやデザインに関わる人材なども利用するコワーキングスペースとなる。	11,000千円	11,000千円

(5) バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
岩手県久慈市 (平成27年度)	ICTを活用したハウス内温度、CO2濃度等の監視制御システム及び低コスト高断熱ハウスを導入。久慈地域の木材の残材等を活用した木質バイオマスエネルギーの熱エネルギーを供給し、安定した菌床しいたけの栽培、環境負荷の低減を図る。	40,000千円	57,505千円
長野県佐久市 (令和2年度)	工場跡地をリフォームし、世界初、エネルギー源の確保から原材料まで全てを自然素材で賄う持続可能な製法の「どぶろく」製造を行う。薪ボイラーを整備し、エネルギー源として、地元産の間伐材を活用。	4,333千円	4,334千円

(6) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた設備投資の動き

採択団体・年度	事業内容	公費交付額	融資額
千葉県市原市 (令和2年度)	コロナ禍において密を避けるための旅行スタイルとして注目が高まっているグランピング施設を廃校を活用して整備し、首都圏からのマイクロツーリズム客を取り込む。	25,000千円	50,000千円
福井県敦賀市 (令和3年度)	旧金融機関施設をリノベーションし、コワーキングスペースとゲストハウスが一体となった施設を整備し、テレワーク等の新しい働き方の市内での受け皿として活用。	6,750千円	6,750千円

ローカル10,000プロジェクトの運用の実例（公益性評価の実施）

- ローカル10,000プロジェクトの申請にあたって、特定企業支援の場合には特に丁寧な説明が必要となることから、案件組成に要する期間が長期化することが課題。
- 交付金事業の公益性評価のため、有識者等による審査体制を整備している事例もある。

兵庫県丹波市

○丹波市地域経済循環創造事業審査会設置規程（抄）

（設置）

第1条 丹波市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、当該補助金交付申請の事前審査を行うため、丹波市地域経済循環創造事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱第4条に定めるもののほか当該交付金の申請内容等について必要な事項を審査する。

（組織）

第3条 審査会の委員は、次に掲げる職員をもって組織する。

- （1）副市長
- （2）産業経済部長
- （3）事前審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する部長及び課長

2 会長は、副市長をもって充てる。

（会議）

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会議の座長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席をさせ、意見を聴取し、若しくは必要な資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

高知県

○高知県地域経済循環創造事業費補助金審査会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 高知県地域経済循環創造事業費補助金交付要綱の規定に基づき、当該補助事業の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査会は、次の事項について専門的な見地から審査し、必要な意見を添えて知事に提出する。

- （1）補助申請案件の適格性
- （2）前号以外で補助事業の審査に関して必要な事項

（構成）

第3条 審査会は、事業採択の申請事業に応じて財務や経営等、各専門分野から事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）によって構成する。

（アドバイザーの役割）

第4条 アドバイザーは、申請事業の所管課が定める審査要領に基づき申請事業内容を審査し、指導及び助言を行う。

2 アドバイザーは、必要がある場合、前項で審査した事業について聞き取り又は事業実施場所への訪問により、フォローアップのための助言を行う。

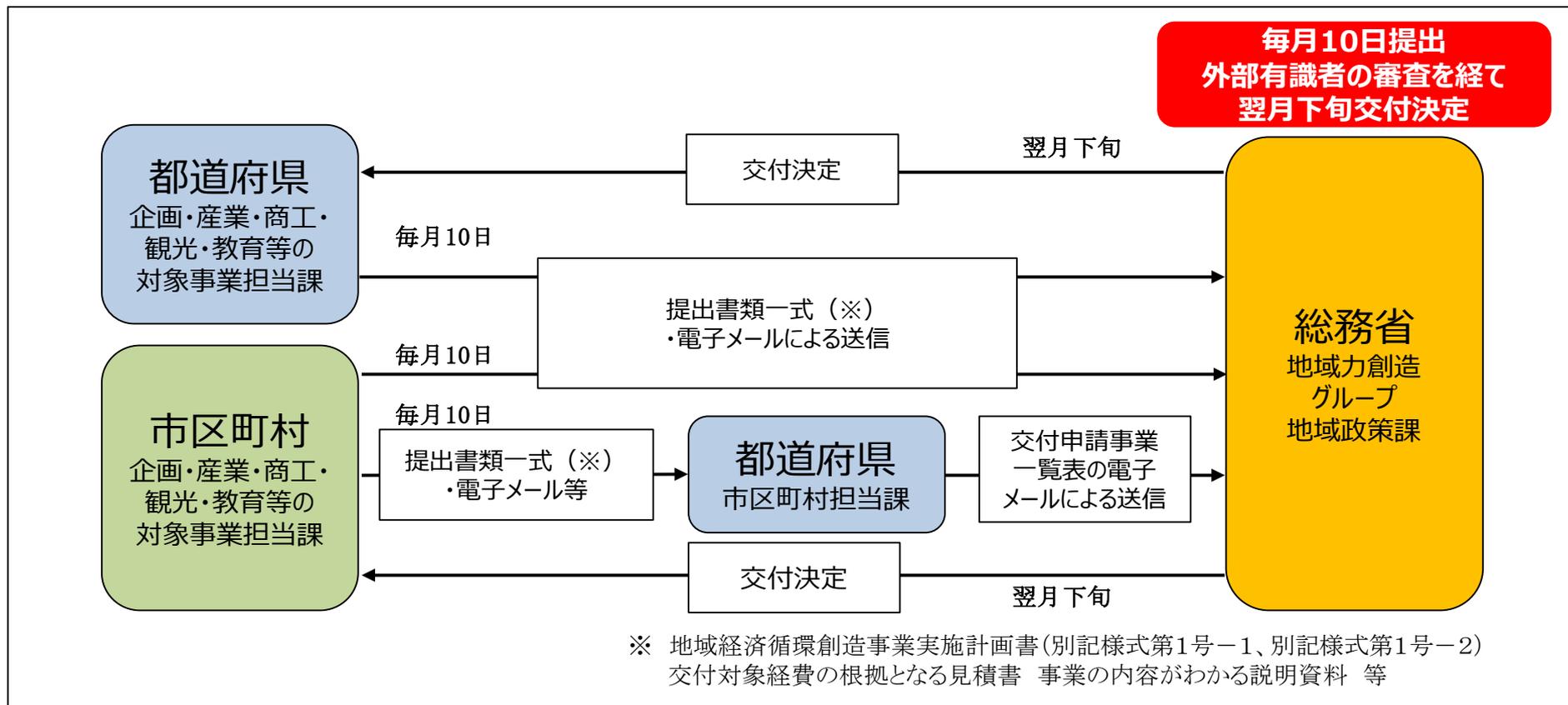
（審査会）

第7条 審査会は、事業採択の申請があれば、適宜開催する。

（排斥）

第9条 補助申請案件に直接の利害関係を有するアドバイザーは、当該補助申請案件の審査に加わることができない。

地域経済循環創造交付金（ローカル1000プロジェクト）申請手続きフロー



<留意事項>

- ・ 市区町村におかれては、毎月10日までに、提出書類一式について、総務省へ電子メールにより送信するとともに、電子メール等にて、都道府県市町村担当課にも提出すること。
- ・ 都道府県（市町村担当課）におかれては、毎月10日までに、管内市区町村からの提案事業について、事業内容や交付対象経費等を御確認いただき、交付申請事業一覧表に取りまとめの上、総務省まで電子メール（chisei@soumu.go.jp）にて提出すること。（交付申請事業・団体がいない場合は、提出不要）
- ・ 都道府県（対象事業担当課）におかれては、毎月10日までに、提出書類一式について、総務省へ電子メールにより送信すること。

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R4予算額
地域経済循環創造事業交付金 5.0億円の内数

○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定を支援。

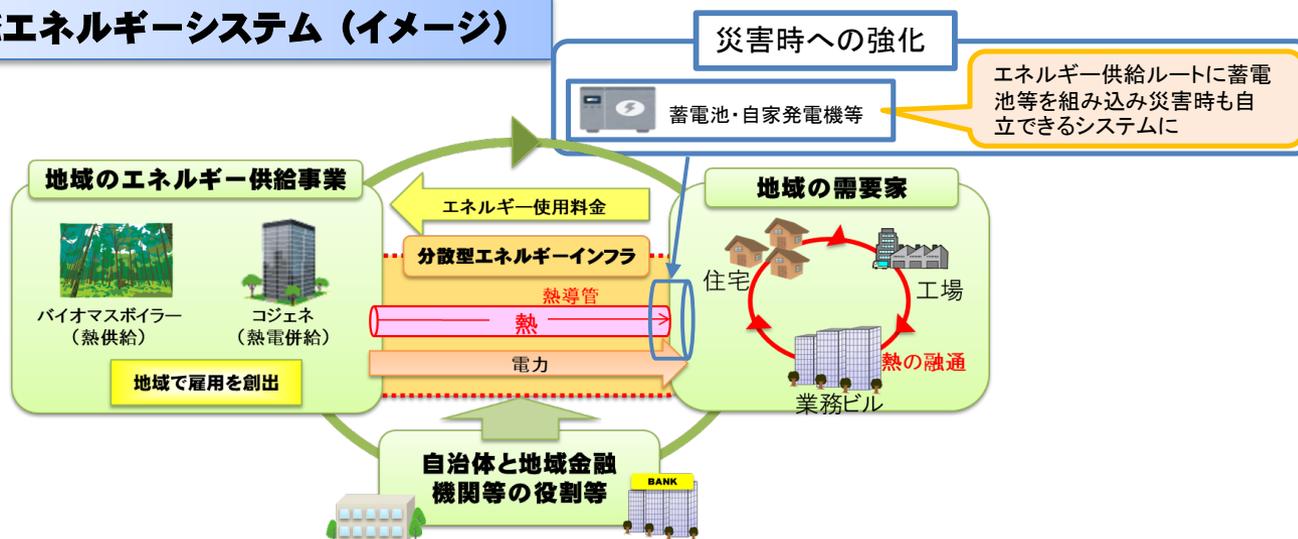
<補助対象> マスタープランの策定経費(上限2,000万円)

<補助率> 策定経費の1/2(財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は10/10)

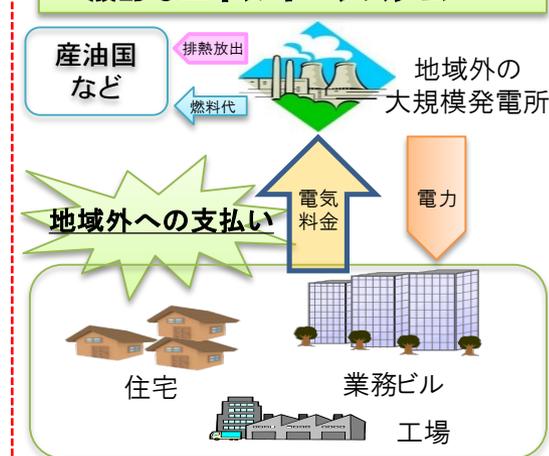
<実績> これまでに58の団体が策定(平成26年度~令和2年度)

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム(イメージ)



一般的なエネルギーシステム



分散型エネルギーインフラプロジェクト 普及推進に向けた取組

- 複数のメリットを享受できる地域における分散型エネルギー事業だが、円滑に事業化を実現するためには自治体を中心となってマスタープランを策定しておくことが効果的。
- 総務省では地産地消のエネルギー事業の導入に取り組まれる自治体職員の皆様が効率よく導入に向けた検討を行えるよう、ハンドブックを作成。→ハンドブックURL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan_infra.html
- 事業の実現に向けて関係省庁が全力で支援→①、②
- 事業化を実現した団体の人材活用策を参考に人材派遣制度を創設→③

① 各省補助金とマスタープランの連携強化

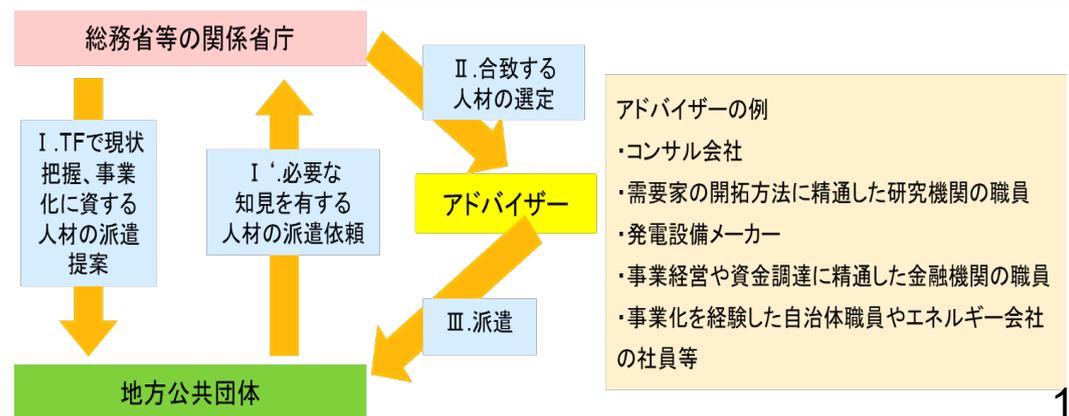
- マスタープラン策定済団体：関係省庁タスクフォース所管補助金で交付審査時の加点による優遇等を実施。
- マスタープラン未策定団体：補助事業が先行している団体については、新たにマスタープラン申請を優先採択。

② 事業化に向けた進捗状況の把握、助言機能の強化

- フォローアップ調査の結果について、関係省庁で共有・審議の上、事業化の実現に向け具体的アドバイスを実施。
- さらに、地方公共団体の事業化進捗状況に応じ必要となる専門人材の派遣提案を実施。

③ 専門人材の紹介

- 関係省庁と連携し、地方公共団体の事業化進捗状況に応じて必要となる各分野の専門人材を紹介。
- 毎年度のフォローアップ調査を踏まえ、適切と考えられる人材と当該団体とのマッチングを総務省が行う。
- リストは各省庁で共有し活用することで、各省庁事業の結びつきを強め、分散エネの普及を促進。



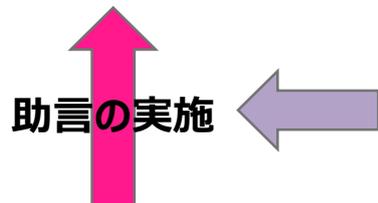
概要

○地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、今後5年間の集中期間内に、**地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介**するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**する仕組みを新たに創設。

事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足



総務省の支援内容

- ・関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- ・外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助



外部専門家のイメージ

(課題)	(外部専門家)
エネルギー事業の運営	⇒ 地域エネルギー会社の社員
再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法	⇒ 学識経験者
事業経営や資金調達	⇒ 金融機関社員
地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート	⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等

地域おこし協力隊について①

○令和3年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から455名増の6,015名となった。

(うち、特別交付税によるものは、前年度から541人増の6,005人)

○また、受入自治体数は前年度から20団体増加し、1,085団体となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	6,015人 (6,005人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、29年度:146人、30年度:171人、R元年度:154人、R2年度:96人、R3年度:10人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税ベース

※令和2年3月末までに任期終了した隊員(8,082人)との合計は、14,097人

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R3.3末調査時点

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体**：地方公共団体 ○**活動期間**：概ね1年以上3年以下

○**総務省の支援**：・**特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

・**令和4年度予算**：2.4億円

- ・隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
- ・受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
- ・定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

地域おこし協力隊について②

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地 域

- 斬新な視点
(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が
地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

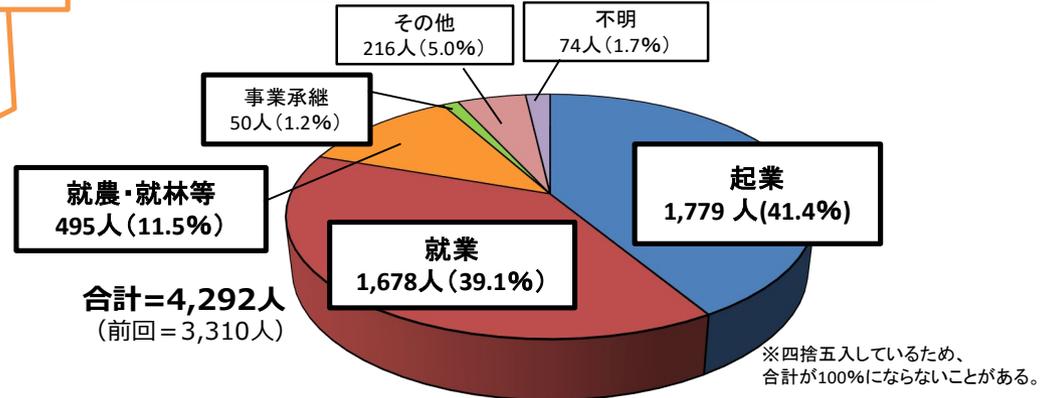
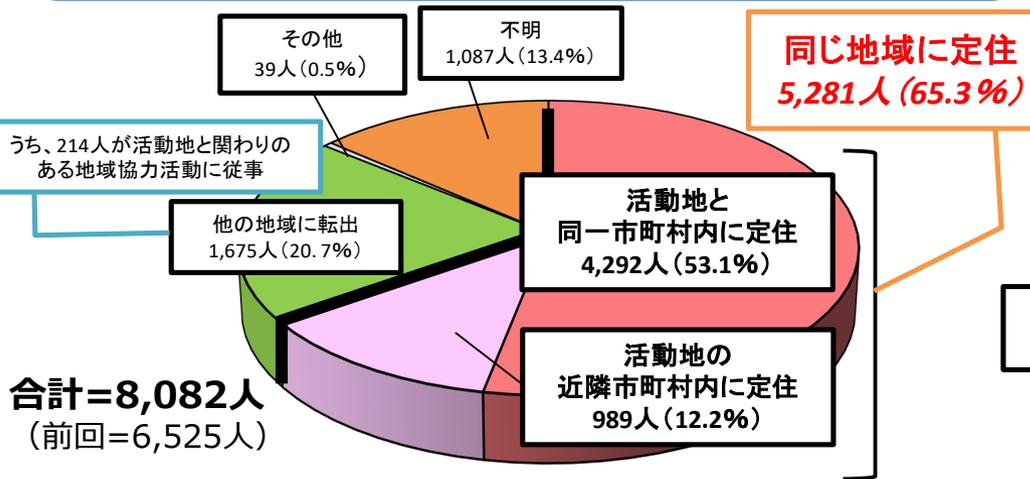
- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果概要 (令和4年3月公表)

○令和3年3月31日までに任期終了した地域おこし協力隊員の定住状況等について調査を実施。
(前回調査：令和2年3月31日までに任期終了した隊員)

任期終了後、**およそ65%の隊員が同じ地域に定住**

同一市町村内に定住した者は**4,292人**
 前回調査(3,310人)比で約**1.2倍に増加**
 うち、**約41%(1,779人)が起業**、
約39%(1,678人)が就業



任期終了後定住した隊員の動向

起業

○飲食サービス業(古民家カフェ、農家レストラン等)	265名
○宿泊業(ゲストハウス、農家民宿等)	198名
○美術家(工芸含む)、デザイナー、写真家、映像撮影者	169名
○小売業(パン屋、ピザの移動販売、農作物の通信販売等)	145名
○6次産業(猪や鹿の食肉加工・販売等)	112名
○観光業(ツアー案内、日本文化体験等)	99名
○まちづくり支援業(集落支援、地域ブランドづくりの支援等)	91名

ほか

就業

○行政関係(自治体職員、議員、集落支援員等)	451名
○観光業(旅行業・宿泊業等)	185名
○農林漁業(農業法人、森林組合等)	122名
○地域づくり・まちづくり支援業	110名
○医療・福祉業	90名
○小売業	82名
○製造業	69名
○教育業	69名
○飲食業	50名

ほか

就農・就林等

○農業	404名
○林業	47名
○畜産業	21名
○漁業・水産業	9名

ほか

事業承継

○50名(酒造の承継、民宿の承継等)

地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

【隊員向け】

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：480万円/隊員1人を上限

- ・報償費等…280万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限）
- ・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、**2年を上限として任期の特例**を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置（令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象）。

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/1人を上限

- ・最終年次及び任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。**令和4年度は引き続き、対象期間を最終年次及び任期終了後2年以内へ延長。**

③ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費(令和3年度から)：措置率0.5

【自治体向け】

④ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：200万円/1団体を上限

- 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円/1団体を上限
- 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費(令和3年度から)：100万円/1団体を上限^(※)、1.2万円/1人・1日を上限^(※※)

(※) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※※) …参加者の活動に要する経費

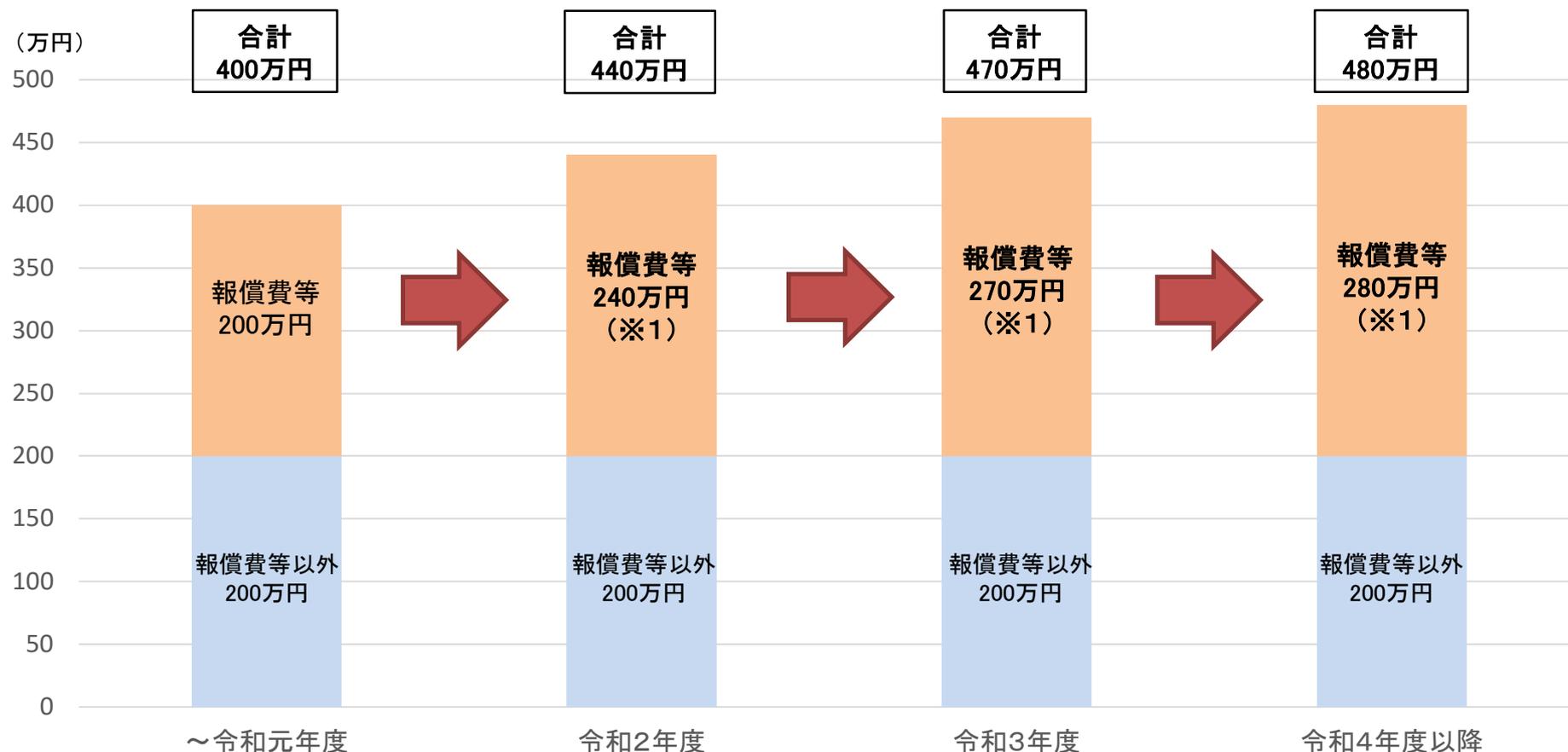
◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等（平成28年度から）

② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備（令和2年度から）

会計年度任用職員制度導入に伴う特別交付税措置の上限額の引上げについて

- 令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、期末手当や退職手当等が支給されることとなったことを踏まえ、地域おこし協力隊員の活動に要する経費に係る特別交付税措置の上限額を以下のとおり引上げ。



※1 隊員のスキルや交通条件等を考慮した報償費等の弾力化については、令和2年度は上限290万円、令和3年度は上限320万円、令和4年度以降は上限330万円とする(この場合も活動に要する経費の上限は、令和2年度は440万円、令和3年度は470万円、令和4年度以降は480万円)。

※2 今回の報償費等の引上げについては、地方自治体と隊員との間で委託契約を締結する等、地方自治体と隊員との間に任用関係が無い場合も対象となることから、当該場合においても隊員に対して各種手当に準じた支給がなされるよう、適切に対応されたい。

地域おこし協力隊の拡充に向けて

- 令和6年度に現役隊員数を8,000人とする目標の達成に向け、以下に重点的に取り組む。

1. 応募者数の増加

- ・ **応募者の裾野を拡大するため**、2泊3日程度地域協力活動を体験することができる「**おためし地域おこし協力隊**」を実施（令和元年度から）。さらに、2週間から3ヶ月間、実際の地域おこし協力隊の業務に従事することのできる「**地域おこし協力隊インターン**」を創設（令和3年度から）
- ・ シニア層への働きかけを強めるとともに、在住外国人、青年海外協力隊経験者等の受入を一層促進するため要件を見直して受入可能な市町村を拡大
- ・ 任期後の定住支援として、住居とする空き家の改修経費に対し財政措置（令和3年度から）
- ・ 起業・事業承継に要する経費について、**令和4年度は引き続き**、対象期間を最終年次及び任期終了後1年以内から、最終年次及び**任期終了後2年以内へ延長**

2. 隊員募集数の増加

- ・ 地方自治体に対する効果的な募集のあり方の研修や、「協力隊の受入れに関する手引き」の充実などによりノウハウを共有。また、隊員の孤立を避ける観点からも、複数人の受入れを要請
- ・ 自治体職員向けの相談窓口として「地域おこし協力隊サポートデスク」を設置するとともに、隊員受入れに際しての助言等を行う協力隊OB・OGのネットワーク組織づくりを推進

3. 隊員・受入れ自治体・受入地域間におけるマッチングの向上

- ・ 自治体職員向けの研修を通じ受入に際しての留意事項を周知
- ・ ミスマッチの防止・マッチングの向上のため、隊員として活動する前に、協力隊業務の体験等ができる「おためし地域おこし協力隊」（再掲）や「地域おこし協力隊インターン」（再掲）を実施

地域おこし協力隊の強化

- 地域おこし協力隊は、平成21年度の創設以降、年々隊員数が増加し、令和3年度では6,015人の隊員が全国1,085の団体に活躍している。また、隊員OB・OGについても、引き続き地域で活躍されるなど地域活性化に大きく貢献している。こうした取組をさらに展開するため、地域おこし協力隊の強化を行う。

地域おこし協力隊インターン

- ・「おためし地域おこし協力隊」（2泊3日程度）を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活がより具体的にイメージできるよう、2週間～3か月、実際の地域おこし協力隊と同様の活動に従事してもらう「地域おこし協力隊インターン」を新たに創設。

★財政措置（特別交付税措置）

- ・インターンのプログラム作成等に要する経費：1団体あたり100万円上限
- ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：1人・1日あたり1.2万円上限



定住に向けた支援の強化

(1) 任期後の住まい確保支援措置の創設

- ・協力隊が活動する条件不利地域では賃貸物件も少なく、住まいが定住する際のハードルとなっているとの声があるため、新たな支援を創設。

★財政措置（特別交付税措置）

- ・対象経費：任期後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費
- ・措置率等：措置率0.5（財政力補正なし）

(2) 起業支援の対象期間の拡大

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対象期間を延長していたところ、令和4年度も引き続き、任期後の対象期間を1年→2年へ延長。



海外在住者向けの地域要件緩和

- ・現行、地域おこし協力隊員となるには、都市地域から転出することが要件となっているが、海外在住者が地域おこし協力隊員となる際に、国内の都市地域に住民票を異動させずに、直接地域おこし協力隊着任できるよう、地域要件の見直しを行う。

地域おこし協力隊インターン

- 令和6年度に隊員数8,000人という目標に向け「応募者数の増加」が急務であるなか、令和元年度から「おためし地域おこし協力隊」を実施しているが、隊員としての実際の活動や生活が具体的にイメージしにくいという意見も。そこで、「おためし」と「本体」との間に、新たなメニューとして「地域おこし協力隊インターン」を創設し、応募者の裾野を拡大。

おためし地域おこし協力隊

- ★期間
 - ・主に2泊3日
- ★移住要件
 - ・なし
- ★活動内容(例)
 - ・行政、受入地域等関係者との顔合わせ
 - ・地域の案内、交流会
 - ・地域協力活動の実地体験 等
- ★財政措置(特別交付税措置)
 - ・実施経費：1団体あたり100万円上限

地域おこし協力隊インターン

- ★期間
 - ・2週間～3か月
 - ★移住要件
 - ・なし
 - ★活動内容
 - ・地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事
 - ★財政措置(特別交付税措置)
 - ・インターンのプログラム作成等に要する経費：
1団体あたり100万円上限
 - ・協力隊インターン参加者の活動に要する経費：
1人・1日あたり1.2万円上限
- ⇒**地方への移住に淡い関心を寄せる方や地域おこし協力隊をあまり知らない方へアピール!**
- ⇒**地域おこし協力隊への参加を具体的なイメージをもって検討することが可能に!**

地域おこし協力隊

- ★期間
 - ・1年～3年
- ★移住要件
 - ・原則、都市地域から条件不利地域への移住が必要
- ★活動内容(例)
 - ・地場産品の開発・販売等地域おこし支援
 - ・農林水産業への従事
 - ・住民の生活支援 等
- ★財政措置(特別交付税措置)
 - ・募集経費：1団体あたり200万円上限
 - ・活動経費等：1人あたり480万円上限

参考事例

- ・新潟県においては、「にいがたイナカレッジ」として、1か月(短期)～1年(長期)の「地域インターン」を実施。短期(主に大学生)113名、長期(主に社会人)35名が参加(2012～2019年度、延べ数)
- ・「集落の若い人たちが集まりに出やすくなったと思います」、「なかなか腰が重くて取り掛かれなかったことが、学生達が私たちの背中を後押ししてくれました」といった地域の声あり。



地域おこし協力隊の推進に要する経費

R4予算額:2.4億円
(R3予算額:1.5億円)

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和3年度は6,015人であり、令和6年度に8,000人に増やすという目標を掲げている(まち・ひと・しごと創生基本方針2021)。この目標に向け、「地域おこし協力隊等を充実」することとしている(経済財政運営と改革の基本方針2021)。
- 具体的には、地域おこし協力隊の更なる拡充のため、強力なPRによる隊員のなり手の掘り起こし、未導入団体や応募が集まらない団体へのフォローアップ、女性隊員の活躍促進、現役隊員・自治体職員双方へのサポートの拡充といった取組を一体として進め、地方への新たな人の流れを力強く創出する。

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方の参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。

■メディアやSNS等を活用した制度周知

- ・地域おこし協力隊をはじめとする各種の地方に対する人的支援施策の募集情報等を一元的に検索できるポータルサイトを総務省で構築し、マッチングを促進。加えて、制度のより一層のPRに向け、各種メディアやSNSを活用して周知・広報を大幅に強化。

■募集者数・魅力ある募集案件の増加に向けた自治体支援

- ・「募集を行っているが応募がない」等の課題を抱える自治体を対象に、有識者・中間支援組織・協力隊OB/OG等で構成するチームによる伴走支援をモデル事業として実施。併せてその成果を全国に共有し、自治体の募集案件の質量双方での拡充を図る。

隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・隊員や地方公共団体担当職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供。
- ・各地域における協力隊OB・OGのネットワークづくりを推進することにより、より身近なサポート体制を構築。

■「地域おこし協力隊員向けの研修会」の実施

- ・初任隊員向けの「初任者研修」、2～3年目の隊員向けの「ステップアップ研修」等の「段階別」の各種研修会を開催する。
- ・併せて、隊員の孤立化の防止に向け、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施するとともに、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化する等、隊員へのサポートの更なる充実を図る。

■「地方公共団体職員向け研修会」の実施

- ・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援、地域への人材還流を促進するため、地方公共団体職員向けの研修機会の確保・充実を図る。

■地域おこし協力隊「ビジネスサポート事業」の実施

- ・現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。

任期後

起業・定住

地域への人材還流を推進！



各地域での研修機会の充実を

- 総務省主催による初任者研修やステップアップ研修、受入自治体向け研修のほか、都道府県単位又はブロック単位でも同様に各種研修等を実施している例が増えている。
 - 隊員の円滑な地域協力活動の実施や任期終了後の定住・定着の支援に加え、**隊員同士の交流の機会**を確保する観点からも、こうした研修等をさらに充実させていく必要がある。
 - 隊員の起業等について、各都道府県の「よろず支援拠点」との連携も考えられる。
- **都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置（平成28年度から）**

各団体の取組内容

愛媛県

○隊員向け研修

- ・ 県内の隊員及び集落支援員を対象とした「愛媛県地域おこし協力隊・集落支援員交流研修会」を開催している。隊員及び集落支援員間で情報交換をし、ネットワークを形成するとともに、自己の活動の意識啓発を目的としている。
- ・ 移住コンシェルジュ（県集落支援員）が、隊員を定期的に訪問するとともに、情報共有を行い、地域おこし協力隊のネットワーク・サポート体制を構築。それにより、隊員間の連携強化や不安解消を図り、定住につなげる活動を行っている。

新潟県

○隊員向け研修

- ・ 地域に入る心構えや地方自治体職員・地域住民との関係づくりの方法を学ぶための「初任者研修」を開催している。
- ・ 市町村担当者と隊員及び他の地域の隊員同士の交流と意思の共有を目的とした「隊員・担当者向け交流ネットワーク会議」も開催している。

○地方自治体職員向け研修

- ・ 隊員の受入れ体制の構築促進と、地方自治体における隊員受入れについてのビジョン形成の促進を目的に「市町村担当者研修」、「協力隊募集ワークショップ」を開催している。

地域おこし協力隊サポートデスク事業

- 地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行えるよう受入・サポート態勢を支援
「移住・交流情報ガーデン」内に相談窓口を開設（平成28年9月27日開設）

事業内容

- 地域おこし協力隊員や受入自治体からの相談に一元的に対応できる
「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設。
- 専門の相談員を配置し、隊員や自治体担当者から対面のほか、電話やメールでの相談・問合せを受け付け、効果的なアドバイスを提供。
- 全国の地域に共通する課題に対する経験やノウハウを共有化し、解決を後押し。
- 専門の相談員（協力隊員OB・OG等）
8名（うち女性3名）でサポート。

※ ただし、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や地方公務員法関係については、サポートデスクではなく、各都道府県又は総務省にお問い合わせください。

地域おこし協力隊サポートデスクの相談対応状況

（平成28年9月27日～令和3年3月31日・営業日1,370日間）

相談件数

合計6,044件	
・ 電話	4,519件
・ 電子メール	1,136件
・ 来訪（対面）	384件
・ 出張	5件

相談者区分

・ 自治体関係者	2,987件（49.4%）
・ 地域おこし協力隊員	2,196件（36.3%）
・ 協力隊希望者	410件（6.8%）
・ その他	451件（7.5%）

コロナ禍により活動に影響を受けた地域おこし協力隊員の任期特例の創設

※令和4年度より

- **地域おこし協力隊**は、上限3年の任期中の活動により地域活性化に貢献するのみならず、活動を通じて地域に溶け込み、**任期終了後に約6割が定住・定着**するなど、都市部人材の**地方回帰を進める**うえで**重要な施策**。
- **コロナウイルス蔓延の長期化**により、**活動に大きな制約を受け、任期中に十分な活動ができない隊員（※）が一定数存在することから**、そうした隊員を対象とする**隊員の任期特例を創設**。

（※ 観光振興のために赴任したが活動場所となる予定の観光施設が閉鎖、地域振興のために赴任したがイベント・行事が全て中止、移住推進のために赴任したが都会の人を呼び込もうとすると住民が反発 等）

概要

- 隊員本人の希望を踏まえ、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、**2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置**。
- 令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象とする。
※令和4年度以降に任用された隊員については、そのとき的情勢を見て総合的に判断

【現状】

	コロナ蔓延				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
隊員A	■	←活動制約有→			
隊員B		←活動制約有→			
隊員C			←活動制約有→		

■ 隊員の任期

【特例創設後】

	コロナ蔓延					
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
隊員A	①	←活動制約有→		②	③	
隊員B		←活動制約有→		①	②	③
隊員C			←活動制約有→	①	②	③

■ 隊員の任期 ■ 隊員の任期特例（2年以内で受入自治体が設定）



- ・任期特例により、活動制約を受けた隊員にも①～③と実質的に3年の活動期間を確保。
- ・コロナ禍以前に活動した隊員と同様に地域協力活動を行い、スムーズに任期終了後の定住・定着に繋げることが可能。

地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度。

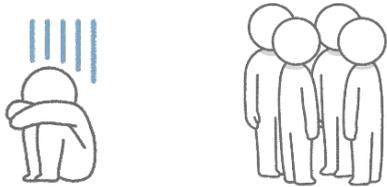
イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

制度概要

★人物像

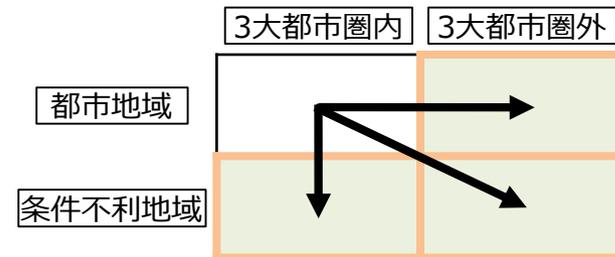
- ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



参考事例①（群馬県みなかみ町）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：道の駅の直売所運営、地場産品を活かした特産品開発
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：着任前に比べ売上増加、施設の入れ込み客増加



（出典）道の駅 たくみの里HP

参考事例②（山梨県富士吉田市）

人物：外部人材（地域おこし協力隊OB）

事業：空き家の再活用、地域事業者と協力した建築設計・企画業務
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整等）

成果：移住してきた移住者等による空き家・空き店舗活用
ゲストハウス開業



（提供）富士吉田市

参考事例③（岐阜県郡上市）

人物：外部人材（電通社員として、また自身が経営する法人を
通じて郡上市に継続的に関与（地域おこし企業人））

事業：移住と雇用創出をセットにした事業「郡上カンパニー」の立ち上げ
（プロジェクトの企画・進行、関係者との連絡調整、外部人材の手配）

成果：3年間で19人の起業挑戦者を誘致
100人以上のプロジェクト人口を創出



（出典）郡上カンパニーHP

参考事例④（北海道利尻町）

人物：外部人材（地域おこし企業人OB）

事業：定住移住促進企画の実施、閉校校舎の利活用、地域
おこし協力隊の中間支援、ふるさと教育による他島交流等

成果：閉校校舎のリノベーション、リノベーション施設を活用した定住
移住相談窓口の開設（運営は民間）等



（出典）利尻町定住移住支援センター「ツギノバ」HP

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野（デジタル人材）

○地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

期間

6ヵ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見



（協定締結）

地域活性化起業人活用事例

福島県磐梯町

株式会社LIFULL (サービス事業等)

- 【主な取組内容】 (派遣期間：令和2年10月～)
- ・各種行政DXの推進(オンライン審議会,マイナンバー100%に向けた施策等)
 - ・地域DXの推進(地域デジタル通貨の実施等)

- 【主な取組実績】
- ・マイナンバーカード取得促進施策の実施に関する企業との調整。施策はマイナンバーカードを新たに取得した住民の先着300名に電子マネーを付与するもの。
 - ・スマホを用いた地域デジタル通貨の事業の実施に関して、町内の調整に加え、高齢の住民向けにデジタル商品券の活用方法をサポート。



群馬県 嬭恋村

株式会社ルネサンス (フィットネスビジネス)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年10月～令和4年3月)
- ・働き世代に向けた「体操教室」の実施 8本/週、計96本
 - ・スポーツ庁の「Sports in Life 推進プロジェクト」としてご当地ダンス体操ムービーを製作。YouTube動画配信し各イベント時に村民へ提供
 - ・職員向けの健康支援として、各運動プログラムを開催
 - ・フレイル予防事業支援として運動・認知機能向上プログラムを実施
 - ・村内の運動施設を活用したトレーニングスクールの開講準備

- 【主な取組成果】
- ・体操教室でオンライン参加含め98名の村民が参加
 - ・ご当地ダンス体操において約400名の村民が出演
 - ・職員向け健康増進プログラムにおいて全プログラムで124名の職員が参加



長野県 上田市

東日本電信電話株式会社 (情報通信事業等)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和2年4月～令和4年3月)
- ・「上田市スマートシティ化推進計画」に基づきテレワークを推進
 - ・民間企業・大学等で編成するプロジェクトチームで、シェアサイクル、スマート農業、地域デジタル通貨等の各実証実験を推進

- 【主な活動実績】
- ・「上田市スマートシティ推進計画」に基づき、市役所のテレワーク導入に関する相談・助言を実施。
 - ・地域課題解決に向けたICT技術の活用提案
 - ・実証事業(①アプリ登録を利用したシェアサイクル ②AI認証を用いたきゅうりの選果)にあたっての企業との調整・マッチング及び先進的知見の提供を実施



島根県 邑南町

株式会社ぐるなび (サービス業)

- 【取組内容】 (派遣期間：令和3年4月～)
- ・従前の観光資源のみにとらわれない魅力の調査を実施
 - ・取り組みを通じて町内事業者との関係を構築(ヒアリング91件)
 - ・Web上での観光コンテンツ造成
 - ・フォロワー1万人のインスタグラム等での情報発信
 - ・本社チームと連携した国事業への応札、ふるさと納税への取り組み

- 【主な取組成果】
- ・町内食材等と都市部の料理人とのコラボによる新商品の開発(19件) おせち、ハーブを使ったバターサンド等
 - ・観光スポットや環境、体験などに関するSNS等による情報発信
 - ・町内食材等の関西圏飲食店とのマッチング
 - ・町内事業者・生産者を対象とした講習会の開催
 - ・メディアでの宣伝:60件



外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(388名)、先進自治体で活躍している職員(22名(組織を含む)) (令和3年4月1日現在 計410名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村： ①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- 財政措置の内容：
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

活用事例

<新潟県胎内市>

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。**

【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



<北海道栗山町>

【取組事例】

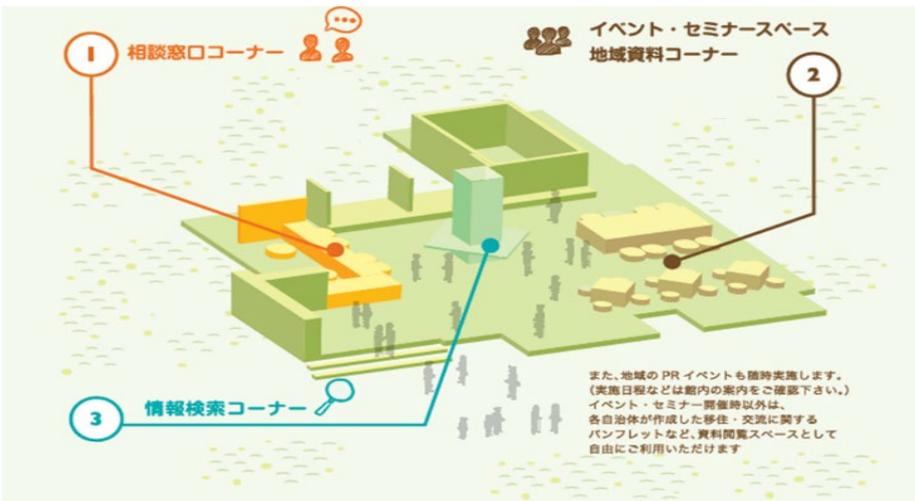
栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、**協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。**

【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携
 ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。

[開館時間] (平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00
 [休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

○移住・交流情報ガーデンの来場者数・あっせん件数等実績

年度	来場者数 (人)	あっせん件数 (件)	イベント回数 (回)
平成27年度	16,687	7,593	206
平成28年度	11,319	6,800	193
平成29年度	13,955	9,791	254
平成30年度	12,772	10,149	249
令和元年度	10,841	9,811	252
令和2年度	3,192	914	35
令和3年度	2,894	617	51

※平成27年度には、平成27年3月28～31日分を含む。



(移住フェアの様様)



[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
 [アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分
 地下鉄/銀座線 京橋駅より徒歩5分
 銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への特別交付税措置

【施策概要】

- 地方公共団体が実施する移住体験（二地域居住体験を含む）、移住者希望者等に対する就職・住居支援等について特別交付税措置。

取組の内容

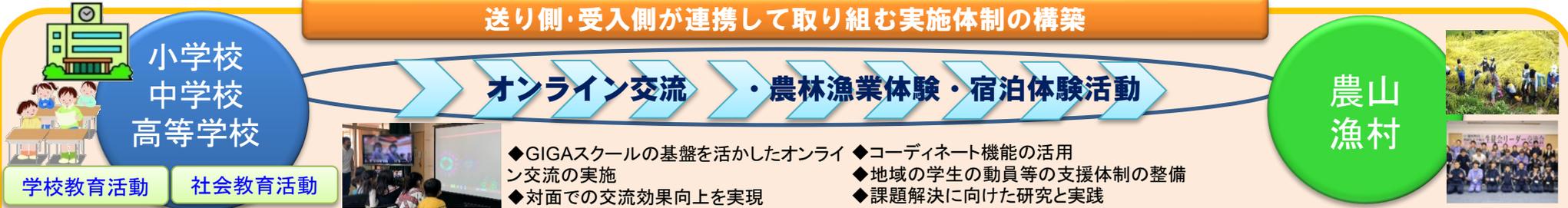
	地方団体の取組例	措置概要
①情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置 ・「移住・交流情報ガーデン」などにおける移住相談会、移住セミナー等の開催 ・各自治体のHP、東京事務所等での情報発信 ・移住関連パンフレット等の制作 ・移住促進等のためのプロモーション動画の制作 	<p>「地方自治体を実施する移住・定住対策の推進について」（令和3年3月30日付総行応第79号）</p> <p>I. 地方自治体を実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の①～④の対象事業に要する経費を対象（措置率0.5×財政力補正） <p>II. 「移住コーディネーター」又は「定住支援員」の設置に要する経費に対する特別交付税措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左の⑤の「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象 ○ <u>1人当たり350万円上限（兼任の場合40万円上限）</u>
②移住体験	<ul style="list-style-type: none"> ・移住体験ツアー（二地域居住体験）の実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等） 	
③就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者等に対する職業紹介、就職支援 ・新規就業者（本人、受入企業）に対する助成 	
④住居支援	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成 	
⑤移住を検討している者や移住者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移住コーディネーターや定住支援員による支援 	

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R4予算額:0.2億円
(R3予算額:0.3億円)

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- 特に今年度は、コロナ禍や、GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展を踏まえ、感染防止対策に加え、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



オンライン交流 ・ 農林漁業体験・宿泊体験活動

- ◆GIGAスクールの基盤を活かしたオンライン交流の実施
- ◆対面での交流効果向上を実現
- ◆コーディネート機能の活用
- ◆地域の学生の動員等の支援体制の整備
- ◆課題解決に向けた研究と実践

■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- ・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・児童・生徒や指導者等に係る保険料 ・新型コロナウイルス感染症防止対策 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のほか、受入体制の整備に係る経費 等

地方財政措置 (特別交付税)

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

1 地方財政措置の対象事業

- 次の要件を満たす事業が対象
- ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること
 - ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること
 - ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること

2 対象経費

- ・推進協議会の運営に要する経費 (都道府県・市町村)
- ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村)
- ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費 (都道府県・市町村)

ふるさとワーキングホリデーの概要

R4予算額 0.3億円

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



これまでの実績 (R3. 3時点)

- ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,500人が地域での暮らしを体験。
- ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判が良い。

課題

ワーホリ経験者の生の声を聞く機会や、ワーホリ経験者と未経験者が意見交換を行う機会が少ない。

令和4年度の取組

ワーホリ経験者による
座談会の開催

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



企業向け説明会(ブロック単位)の開催

- ・地域企業の参加拡大と実施自治体増を図るため、企業及び未実施自治体を対象にした説明会を開催。
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 916箇所(令和2年度末時点)



三大都市圏企業

- ・ コロナを受けて、テレワーク等の働き方が一般化されつつあり多くの企業がサテライトオフィスに前向き
- ・ 令和2年度の同事業において53社が参加

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供



地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和2年度の同事業において、30団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に要する経費について特別交付税措置

対象経費:都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

:お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

:お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額:1団体当たり1,000万円

※ 措置率0.5×財政力補正

お試しサテライトオフィス特設サイト・Facebookページの活用

魅力あふれる職場環境を求める民間企業やサテライトオフィスの開設・誘致を目指す地方公共団体に向けて情報を発信するため、「お試しサテライトオフィス」特設サイト及びFacebookページを開設。

- 特設サイトでは、地方公共団体のサテライトオフィスの取組内容、企業の「お試し勤務」を受け入れる施設や地域の紹介などを掲載
- 併せてFacebookページで総務省及び関係地方公共団体における事業内容を適時発信

お試しサテライトオフィス 特設サイト

▶ <http://www.soumu.go.jp/satellite-office/>



総務省 お試しサテライトオフィス Facebookページ

▶ <https://www.facebook.com/otameshisatelliteoffice/>



Facebook 総務省 - お試しサテライトオフィス -

検索

関係人口について

- 「**関係人口**」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、**特定の地域に継続的に多様な形で関わる者**。
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる**。

関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。
(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町 (R元モデル事業)>
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内育成



<鳥取県鳥取市 (R元モデル事業)>
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕

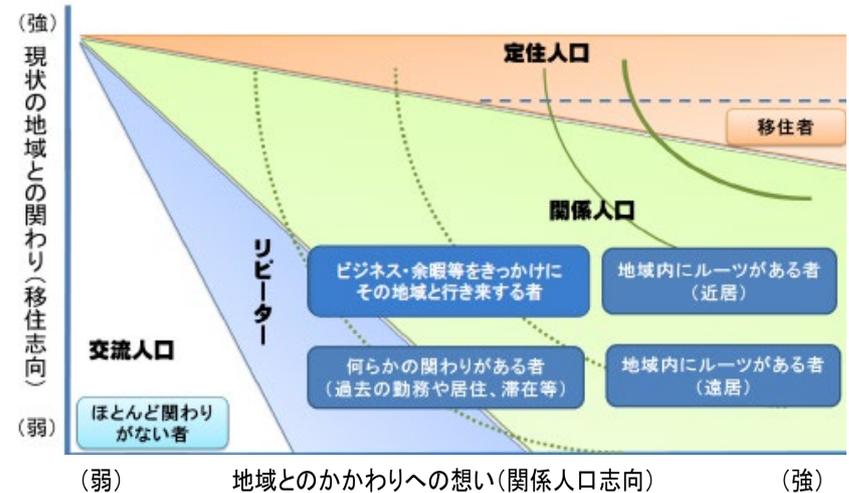


<愛媛県西条市 (H30モデル事業)>
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



<島根県邑南町 (H30モデル事業)>
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施

関係人口のイメージ



- 総務省では「『関係人口』ポータルサイト」等を通じ、関係人口の意義や事例について情報発信するとともに、平成30年度からモデル事業を実施してその成果検証を行ってきたところ。
- さらに、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、「『関係人口』ポータルサイト」により地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。
- 地方財政措置を講じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での取組を推進。

全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」等を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

**全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献**



(1) JETプログラムの概要

- JETプログラムは、外国青年を日本に招致し、小中高校での外国語教育や自治体での国際交流業務に活用する事業
- 5,761人(令和元年度)のJET青年が、日本各地で活躍
- これまで累計で世界75か国から約7万人を招致し、参加者は帰国後も日本理解の促進に貢献(例:母国の大学教員、駐日大使館員)

(2) JET地域国際化塾について

【趣旨】

- 地域で生活するJET青年と、自治体・地域づくり関係者との出会い・交流の場である「JET地域国際化塾」を開催
 - JET青年:地域の国際化に一層貢献 + 地域おこし関係者の想いを理解・共有 + より強い「日本のサポーター」へ
 - 自治体・地域づくり関係者:JET青年からの新たな視点を通じた、グローバルな視点を持った地域活性化に応用

【概要】

- 参加者:100名程度を想定
 - JETプログラム参加者:開催県中心、他県の代表・JET-OB含む
 - 自治体・地域づくり関係者:国際・地域振興部局、学者、NPO法人 等

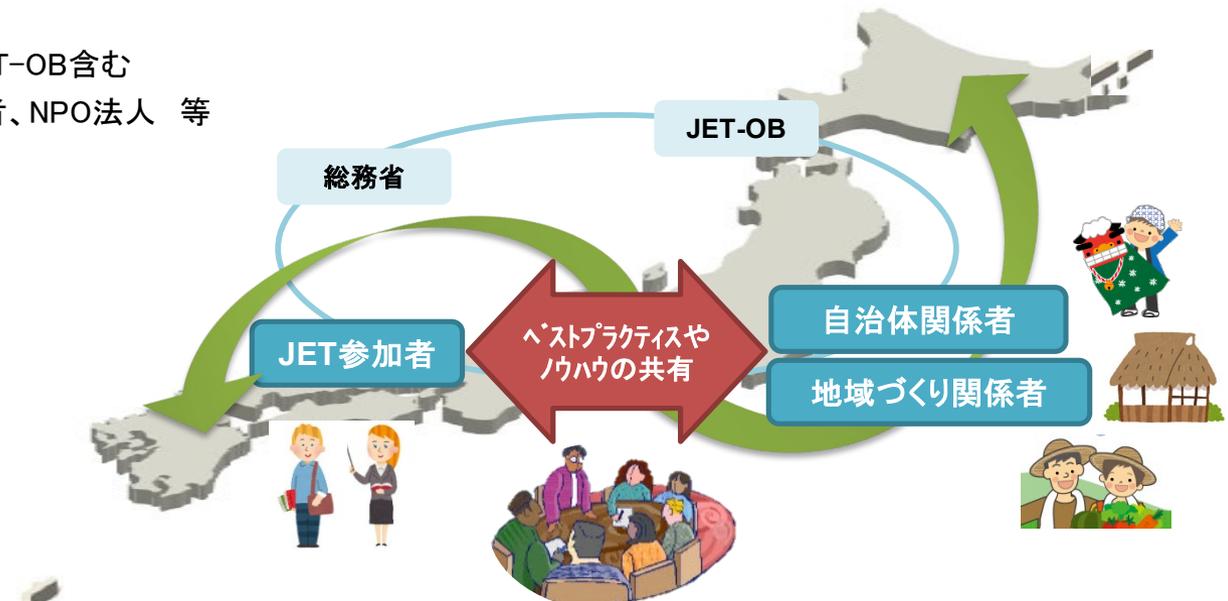
【実施内容】

- JET青年と地域づくり関係者とのワークショップ
(ベストプラクティスや日本の地域おこしの手法の共有)
- 具体的な事例の視察・体験
- 参加したJET青年による成果発表

- ・全国のJET参加者ネットワークでも成果を共有
- ・JET参加者の地域への愛着心・日本理解の深化
- ・外国人の視点を踏まえた多様な地域振興の実現

【開催実績】

- H27石川県、H29茨城県、H30青森県、R1宮崎県、R2鳥取県※オンライン開催、R3兵庫県



地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※概ね小学校区を単位に全国に6,064組織がある。(令和3年度調査より)

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

(特非) きらりよしまネットワーク (山形県川西町)

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の**生活支援活動**を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



(特非) ほほえみの郷トイトイ (山口県山口市)

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



地域運営組織の活動実態とKPI

活動実態

令和3年度 総務省調査（市区町村：1,706市区町村が回答／地域運営組織：6,064団体が回答）

○組織数：令和3年度の組織数は全国で6,064組織あり、令和2年度（5,783組織）から281組織増加（4.9%増）し、平成28年度に比べて約2倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は814市区町村あり、令和2年度（802市区町村）から12市区町村増加（1.5%増）。

○組織形態：法人格を持たない任意団体が88.3%、NPO法人が4.2%、認可地縁団体が1.8%。

○活動拠点：活動拠点を有する団体が88.8%、このうち約71%が公共施設を使用。

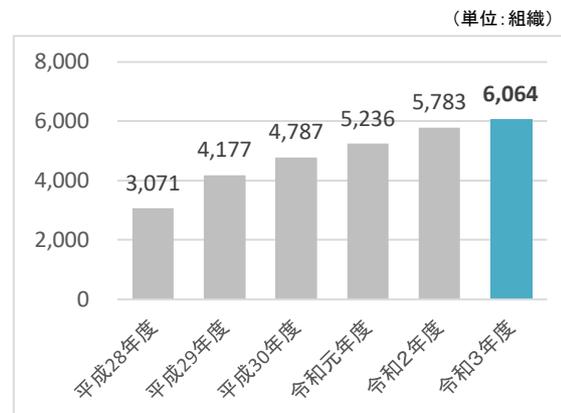
○活動内容（複数回答）：祭り・運動会・音楽会などの運営（43.6%）が最も多く、高齢者交流サービス（32.5%）、防災訓練・研修（30.6%）、広報紙の作成・発行（28.8%）などが続く。

○収入：収入源（第1位）として、市区町村からの補助金等が62.1%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は53.3%。

○課題（複数回答）：人材の不足に関する課題が上位4項目を占めており、いずれも5割以上。地域住民の当事者意識の不足、団体の役員・スタッフの高齢化、活動資金の不足などに関する課題としている団体も比較的多い。

○孤独・孤立対策

：現在の活動が「住民の孤独・孤立対策になる」と考える団体は68.6%、「ならない」と考える団体は8.9%。



『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」』（令和元年12月20日閣議決定）重要業績評価指標（KPI）

- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：7,000団体（2024年度）
- 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合：60%（2024年度）

地方財政措置の概要

<令和4年度> ※下線箇所を追加

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - ① 運営支援（措置対象：事務局人件費 等）…普通交付税
 - ② 形成支援（措置対象：ワークショップ開催に要する経費 等）…特別交付税
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
（措置対象：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費 等）…普通交付税
2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】
自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費
（措置対象：研修、設備導入、販路開拓に要する経費 等）…特別交付税

※ 1 は、R3年度「地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくりの推進」から項目名変更を行うこととしている。

※(1)①及び(2)において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。

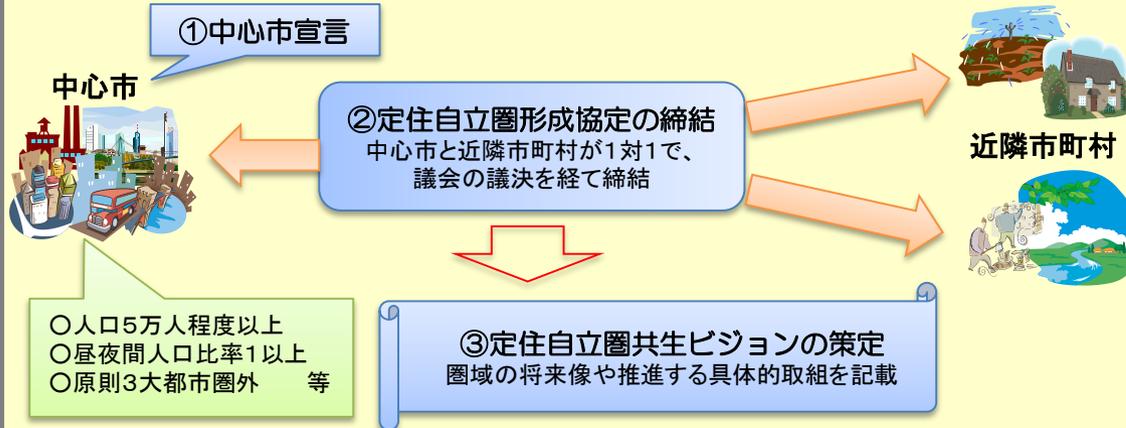
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

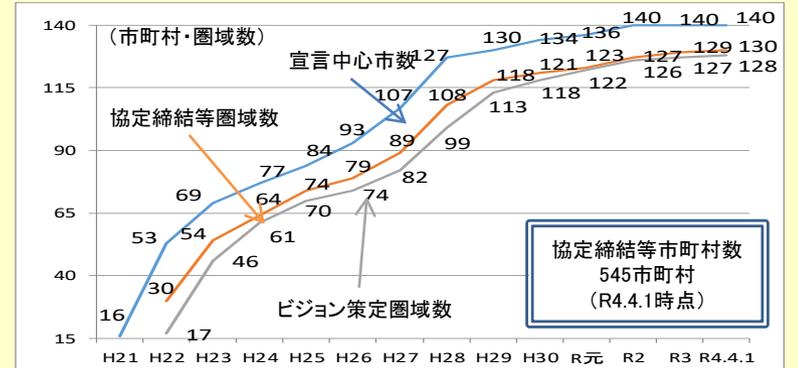
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2024年 140圏域 (R4.4.1現在 130圏域)



※R3以前は4月1日時点の数値

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度・令和3年度に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26)）
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3)）
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

地方債

- ・地域活性化事業債を充当※（充当率90%、交付税算入率30%）
※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況（令和4年4月1日現在）

※〔 〕は中核市
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）
 ※網掛けは宣言連携中核都市
 ※（ ）は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・土別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市	—
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市(複眼型)、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、(白石市)
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	—
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市
茨城県	【水戸市】	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	—
群馬県	〈伊勢崎市〉、沼田市、富岡市	〈太田市〉、(藤岡市)
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市、館山市	—
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、(小浜市)
山梨県	北杜市	(富士吉田市)
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市(複眼型)、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、(可児市)
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、(御殿場市)、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、(新城市)、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、(舞鶴市)
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市、(新宮市)
鳥取県	【鳥取市】、米子市(複眼型)、倉吉市	—
島根県	【松江市】(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	(八幡浜市)、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市(複眼型)	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、(うるま市)
合計	140	64

- 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。
- 130圏域(545市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 128圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の37市が宣言連携中核都市（令和3年4月1日現在）
 札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、郡山市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く
 ○指定都市・中核市
 ○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中核都市圏に取り組んでいる市

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏130圏域※（令和4年4月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療
127圏域
医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉
114圏域
介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育
110圏域
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興
126圏域
広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境
66圏域
低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通
127圏域
地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用
48圏域
メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備
85圏域
生活道路の整備等

地産地消
52圏域
学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住
108圏域
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流
114圏域
合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい
44圏域
医療、観光、ICT等の
専門家を活用

過疎対策について

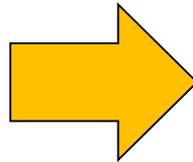
I 過疎対策の経緯

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。
- 直近では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月に成立し、4月1日に施行。

II 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定



III 過疎地域の現況等

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(令和4.4.1)	885	1,718	51.5%
人口(令和2年国調:万人)	1,167	12,615	9.3%
面積(令和2年国調: km ²)	238,675	377,976	63.2%

IV 各種施策

(1) 過疎法に基づく施策

- ①過疎対策事業債による支援（令和4年度計画額5,200億円（充当率100%、元利償還の70%を交付税措置））
- ②国庫補助金の補助率かさ上げ（統合に伴う公立小中学校校舎の整備等）
- ③税制特例措置・地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置 等

(2) その他

- 過疎地域持続的発展支援交付金（令和4年度予算額：8.0億円）

過疎地域持続的発展支援交付金

R4予算額: 8.0億円
(R3予算額: 7.8億円)
(R2予算額: 6.9億円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和4年度予算額 4.0億円(令和3年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和4年度予算額 2.5億円(令和3年度予算額2.3億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和4年度予算額 0.9億円(令和3年度予算額0.9億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

- 令和4年度予算額 0.6億円(令和3年度予算額0.6億円)

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R4予算額:4億円
(R3, R2予算額:4億円)

○「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3)対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4)交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ①専門人材を活用する事業(+500万円)
- ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

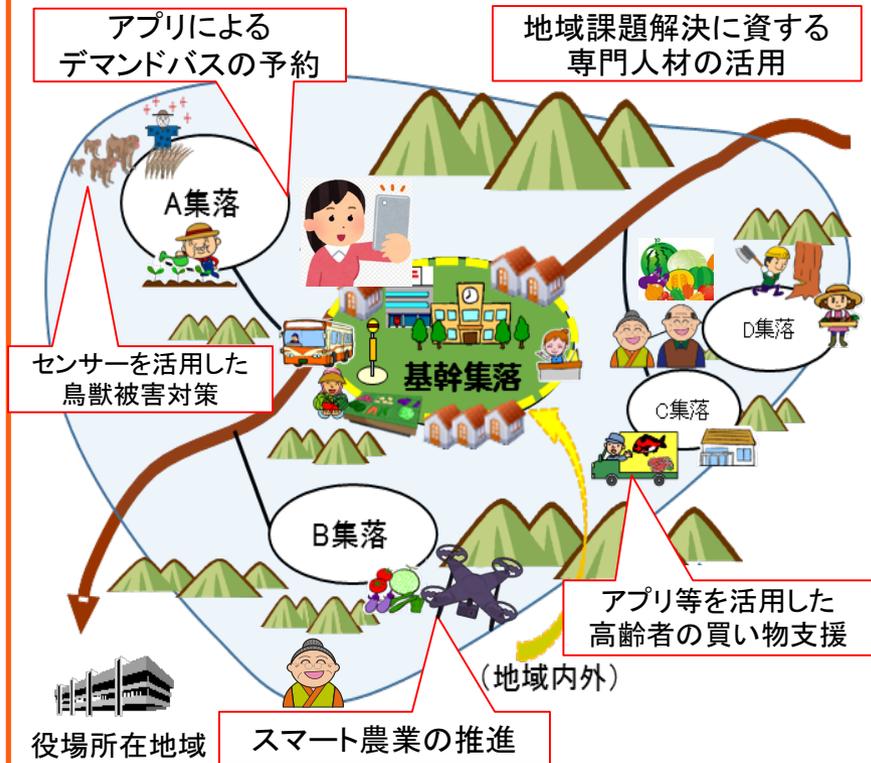
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域
 (2)事業主体 ① 過疎市町村
 ② 都道府県
 (3)交付対象経費の限度額 2,000万円
 (4)交付率 ① 定額
 ② 1/2又は6/10(※)
 ※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5)対象事業

○人材育成事業

(主として都道府県実施を想定。ただし、伝統、文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可)

- ・ 地域リーダーの育成
- ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等

※育成すべき人材(地域のリーダー)のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材(横串人材)、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ICT等技術活用事業 (過疎市町村のみ)

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

過疎地域集落再編整備事業

R4予算額:0.9億円
(R2, R3予算額:0.9億円)

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業

過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業

過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業

交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

(2) 実施主体

過疎市町村

(3) 交付率

1/2以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修



改修前



改修後

過疎地域遊休施設再整備事業

R4予算額:0.6億円
(R2, R3予算額:0.6億円)

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1) 事業主体
過疎市町村

(2) 交付対象経費の限度額
60,000千円

(3) 交付率
1/3以内

事業のイメージ

過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて
いない旧公民館



使用されて
いない倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や
サテライトオフィス等
働く場の施設整備



地域運営組織等の
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の
加工施設

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和3年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,915人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,424人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 445万円** ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

○対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□集落の維持・活性化に向けた取組

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

自治体DXの推進について

背景

- 骨太の方針2020（R2.7.17閣議決定）では「総務省は、地方自治体のA I・R P A活用、セキュリティも踏まえた最適なクラウド化やデジタル人材不足の解消を中心にI C T化を抜本的に進める計画を年内に策定し、具体的なK P Iを設定して取組を加速する。」とされた。

➡ 「自治体DX推進計画」の策定（R2.12.25）

計画策定の趣旨

- 「デジタル・ガバメント実行計画」（R2.12.25閣議決定）における自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要。**
- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等**をとりまとめ、「自治体DX推進計画」として策定するもの。

計画の概要

1. 計画期間 R3.1～R8.3

2. 自治体におけるDX推進の意義

- ・ デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上
- ・ 業務効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上につなげること
- ・ データ様式の統一化等を図りつつ、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出されること

3. 自治体に取り組む施策等

- ・ 推進体制の構築（組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成など）
- ・ 6つの重点取組事項
 - ①自治体情報システムの標準化・共通化 ②マイナンバーカードの普及促進 ③行政手続のオンライン化
 - ④AI・RPAの利用推進 ⑤テレワークの推進 ⑥セキュリティ対策の徹底
- ・ その他の取組事項 地域社会のデジタル化（デジタルデバイド対策を含む）など

自治体への支援

- 財政支援（デジタル基盤改革支援補助金（2,105億円（R2.3次補正 + R3補正））
地方交付税（地域デジタル社会推進費の創設）など）
- 自治体DX推進手順書（DX計画を踏まえて、DXに着実に取り組めるよう想定される作業やスケジュール等を示すもの）

マイナポイント第2弾

R3補正予算：1兆8,134.1億円

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

マイナポイント第2弾 対象者	ポイント付与数	付与方式	予算上の積算人数	ポイントの 申込期間	ポイントの対象となる カード申請期限
①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物に 対し、最大5,000円相当のポイント付 与	6,950万人分	令和4年1月 ～令和5年2月末	令和4年9月末
②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。	各7,500円相当	直接付与方式	各9,500万人分	令和4年6月30日 ～令和5年2月末	
③公金受取口座登録					
(参考) マイナポイント第1弾 カード取得者	最大5,000円相当	プレミアム方式、 ポイント付与25%	申込者数 約2,534万人	令和2年9月 ～令和3年12月末	令和3年4月末

●イメージ：

①マイナンバーカード



- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き
本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・
確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を
持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得

最大5,000円相当

②健康保険証利用



- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有
することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が簡単に

申込

7,500円相当

③公金受取口座



- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金
や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な
支給が受けられるようになる

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に
関する法律（令和3年5月公布）

※令和4年3月28日よりマイナポータルからの公金受取口座の登録開始

登録

7,500円相当



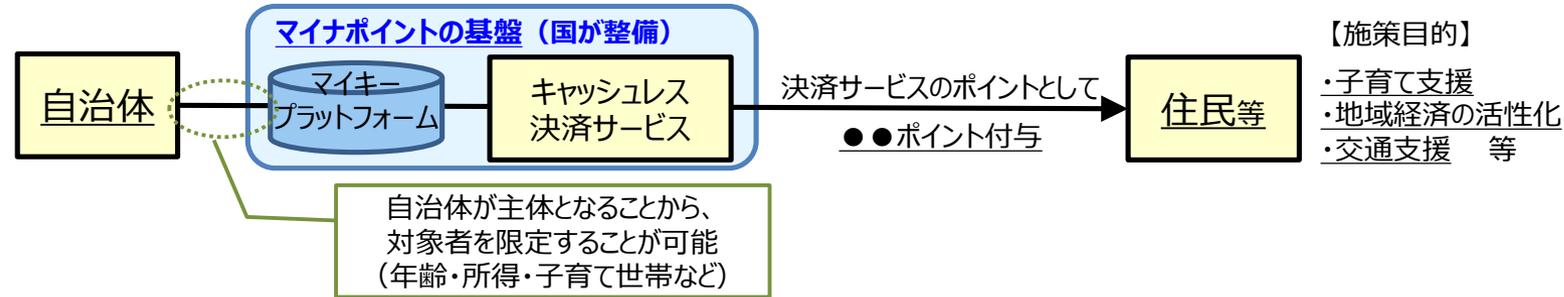
最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、
さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

自治体マイナポイント事業

自治体マイナポイントとは

国が整備したマイナポイント事業の基盤を活用して、自治体が多様なポイント給付施策を実施



自治体マイナポイントの意義

・マイナンバーカードの普及

マイナンバーカードを保有する者に対し、自治体独自の施策ポイントを給付することで、まずはカードの取得を促進

・キャッシュレス決済の利用促進

住民が登録したキャッシュレス決済サービスにポイントを付与することで、キャッシュレス決済の利用を促進

・地域の消費喚起、地域経済の活性化

ポイントの受取を自治体住民に限定することや、地域通貨を活用することで、地域内の消費を喚起し、地域経済を活性化

・自治体の施策を効果的に推進

対象者を子育て世帯などに限定することや、利用用途・期間を設定すること、マイナンバーカードの本人確認機能を活用して正確で重複のない給付とすることなどにより、施策を効果的に推進

・デジタル化で簡単・迅速に給付

給付事務(申請・受付・審査等)をオンラインで可能とすることで、行政や住民の手続負担を軽減し、迅速な給付を実現

令和4年度のスケジュール等※

【自治体の公募等】

R4.7月 公募開始

8月 採択

10月 事業開始

R5.2月 事業終了

3月 成果報告会等

※ 決済事業者とのマッチング、マイキープラットフォームの活用や精算事務の支援を行う予定

【留意点】

本事業へのご参画に当たっては、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」(令和4年4月26日閣僚会議決定)において措置された地方創生臨時交付金のご活用をご検討ください。

※詳細は5月17日のマイナポイント施策推進室の事務連絡をご参照ください。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R4予算額 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

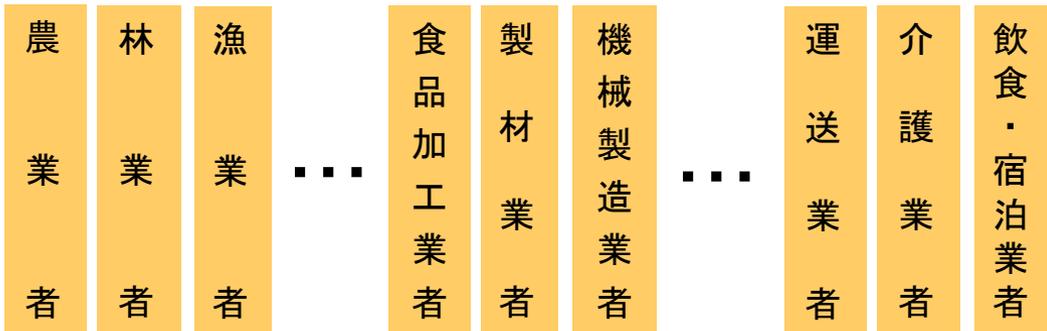
人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

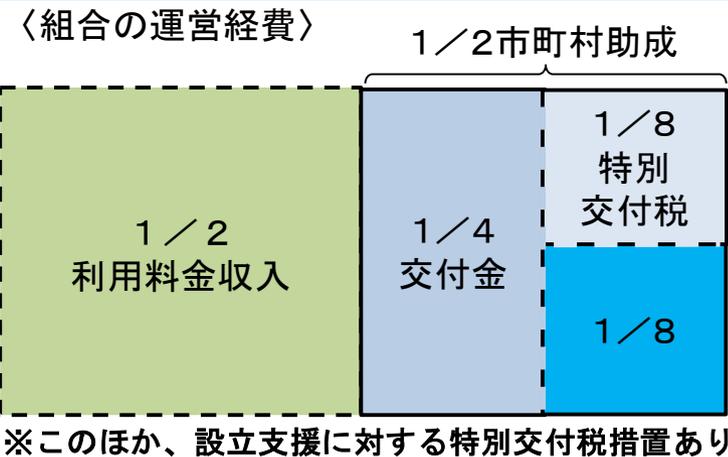
特定地域づくり事業協同組合員



人材派遣 利用料金

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

市町村



財政支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

空家等対策の推進に関する特別措置法について

概要

背景

- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要(法1条)

施策の概要

- 国による基本指針の策定・市町村による計画の策定等(法5条～8条)
- 空家等についての情報収集(法9条～10条)
- 空家等及びその跡地の活用(法13条)
- 特定空家等に対する措置(法14条)
- 財政上の措置及び税制上の措置等(法15条)

施行状況

○国土交通省・総務省調査(令和3年3月31日時点)

空家の定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。(法2条1項)
- 「特定空家等」とは、
 - ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。(法2条2項)

空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

1. 空家等対策計画の策定状況

	市区町村数	比率
既に策定済み	1,332	77%
策定予定あり	273	16%
令和3年度	110	6%
令和4年度以降	14	1%
時期未定	149	9%
策定予定なし	136	7%
合計	1,741	100%

2. 法定協議会の設置状況

	市区町村数	比率
設置済み	907	52%
設置予定あり	271	16%
令和3年度	77	4%
令和4年度以降	8	1%
時期未定	186	11%
設置予定なし	563	32%
合計	1,741	100%

3. 特定空家等に対する措置状況(直近5力年) ※()内は市区町村数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
助言・指導	3,125 (202)	3,840 (271)	4,542 (325)	5,359 (399)	5,849 (396)	24,888 (687)
勧告	202 (72)	292 (91)	375 (102)	465 (138)	480 (149)	1,868 (320)
命令	17 (16)	44 (29)	42 (20)	42 (33)	66 (46)	215 (113)
行政代執行	10 (10)	12 (12)	18 (14)	28 (25)	23 (21)	92 (74)
略式代執行	27 (23)	40 (33)	49 (44)	69 (56)	66 (54)	259 (166)

- ・調査対象:1788団体(47都道府県、1741市区町村)
- ・回収数:1788団体(回収率100%)

地方自治体の空き家対策への地方財政措置

概要

- 空き家が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村は空家等対策計画の策定等により、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の地方自治体が行う空き家対策のプロセス全体を特別交付税により支援

対象経費

- 市町村が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置（措置率0.5、財政力に応じて補正）

①空き家対策のために必要な調査

- ・空き家等の所有者特定のための調査
- ・空家等対策計画の策定等のために必要な空き家住宅等の実態把握

②空き家対策を講ずる上で必要な体制整備

- ・空き家に関するデータベースの整備
 - ・空き家相談窓口の設置
- 等

③空家等対策計画の策定

④空き家の利活用

- ・空き家バンクの設置
- ・空き家の入居者への家賃補助 等

⑤危険な空き家の除却・改修

<除却のイメージ>

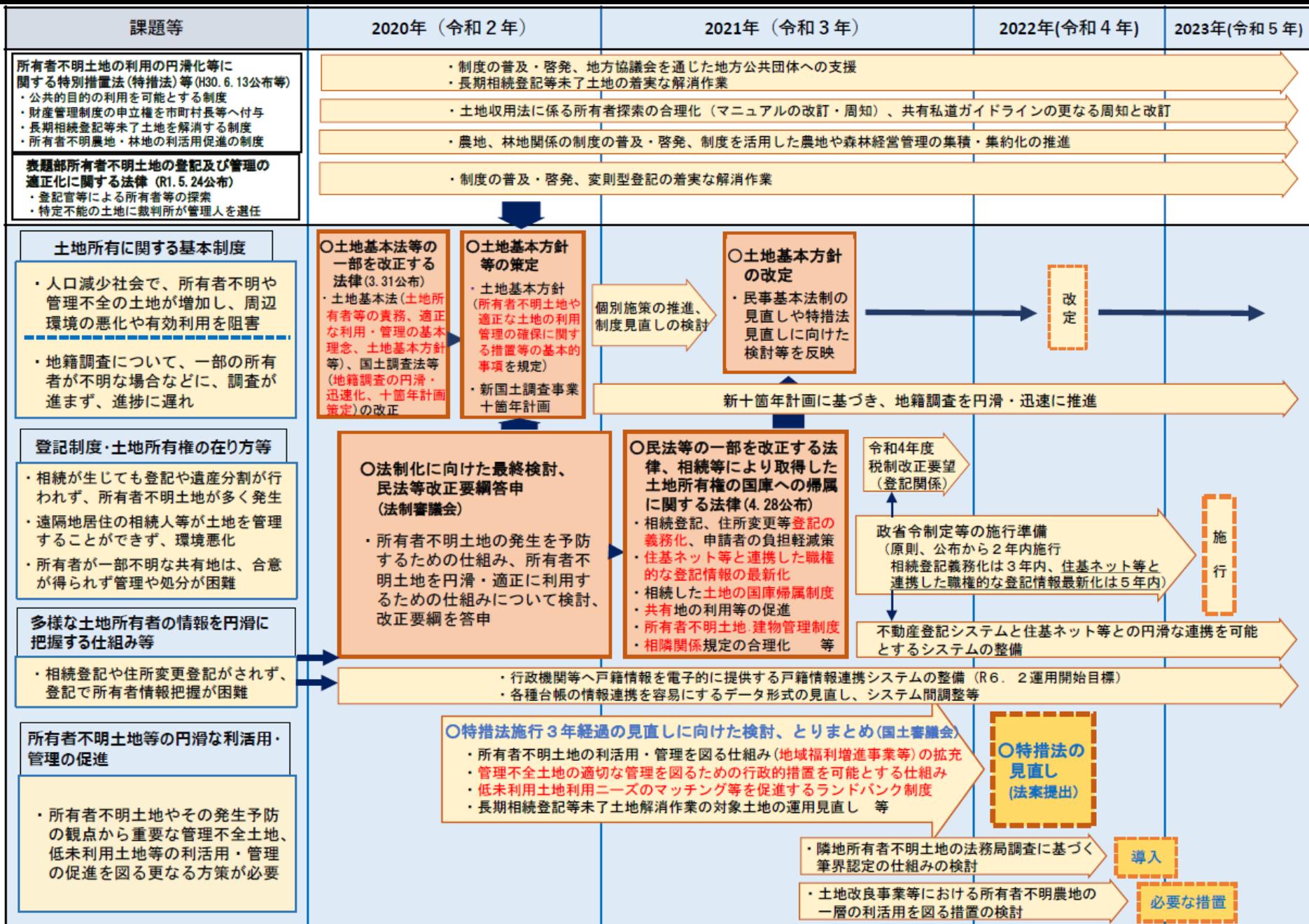


※①及び③については、国庫補助事業の地方負担分に限る。

※都道府県についても、国庫補助事業の地方負担分（①、③、⑤）を対象とする（市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む）。

所有者不明土地等問題 主要施策の工程表

R3.6.7 所有者不明土地等対策の推進のための関係関係会議 決定



●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 ＜予算関連法律案＞

背景・必要性

- 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。
※ 令和2年土地基本法改正：基本理念として土地の適正な「管理」を明確化
- ◆ 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」について、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。
- ◆ 所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- ◆ 所有者不明土地対策は、地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

法案の概要

1. 利用の円滑化の促進

① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

- ・ 現行の広場や公民館等に加え、**備蓄倉庫等の災害関連施設や再生可能エネルギー発電設備の整備に関する事業を追加**



備蓄倉庫

② 地域福利増進事業の事業期間の延長 等

- ・ 購置施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、**土地の使用権の上限期間を現行の10年から20年に延長**
- ・ **事業計画書等の縦覧期間を6月から2月に短縮**

③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大

- ・ 損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続（収用委員会の手続を省略）の対象として適用



建築物のイメージ

3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

- ① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連
 - ・ 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地対策計画(仮称)の作成や所有者不明土地対策協議会(仮称)の設置が可能
- ② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人(仮称)の指定制度
 - ・ 市町村長は、**特定非営利活動法人や一般社団法人等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人(仮称)として指定**
 - ・ 推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能
- ③ 国土交通省職員の派遣の要請
 - ・ 市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、**国土交通省職員の派遣の要請が可能**

【目標・効果】

- ① 地域福利増進事業における土地の使用権の設定数 : 施行後5年間で累計75件(R3.11時点で申請1件)
- ② 所有者不明土地対策計画(仮称)の作成数 : 施行後5年間で累計150件
- ③ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人(仮称)の指定数 : 施行後5年間で累計75団体

所有者不明土地法 附則(平成30年制定時)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

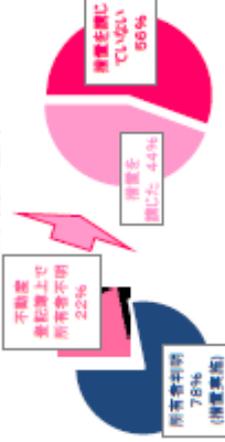
住民から市町村に苦情のあった管理不全土地への対応状況(令和元年国土地交通省調査より作成。1029市町村が回答。)

所有者不明
78%
(調査対象)

不動産登記簿上で
所有者不明
22%

調査を
行った
44%

調査を
していない
56%



2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

① 勧告・命令・代執行制度

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における**災害等の発生を防止するため、市町村長による勧告・命令・代執行制度を創設**



豪雨の後に土砂崩れが多発



高台から瓦礫や岩石、橋等が落下するおそれ

② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている**管理不全土地管理命令の請求権を市町村長に付与**

③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化

- ・ 上記の勧告等の準備のため、**土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供が可能とする措置を導入**

地方自治体の所有者不明土地等対策への地方財政措置

【交付税の概要】

- 社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、改正後の「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、市町村等は所有者不明土地対策計画に沿って、所有者不明土地等に関する対策を総合的かつ計画的に推進
- 所有者不明土地等対策のためのデータベースの整備や空き地バンクの設置運営等の地方自治体が行う所有者不明土地等対策のプロセス全体を特別交付税により支援

【対象経費】

市町村等（市町村及び市町村が施行することが困難な場合等においては都道府県）が行う次の取組に係る地方負担について特別交付税措置（措置率0.5、財政力に応じて補正）

①所有者不明土地等対策のために必要な調査

- ・所有者不明土地等の所有者特定のための調査
- ・所有者不明土地対策計画の策定等のために必要な所有者不明土地等の実態把握

②対策を講ずる上で必要な体制整備

- ・所有者不明土地等に関するデータベースの整備
- ・所有者不明土地等相談窓口の設置

等

③所有者不明土地等の利活用

- ・空き地バンクの設置・運営等



※①については、国庫補助事業の地方負担分に限る。

※都道府県については、国庫補助事業の地方負担分（①）のみを対象とする。